# 令和6年度 奈良県認定調査員新任研修開催要領

## 1. 研修の目的

■認定調査に従事する者が要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認 定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とする。

## 2. 研修の対象者

- ■以下の①~⑤のうち、認定調査員新任研修を未受講の者とする。
- ①市町村職員

新たに認定調査に従事する職員及び既に認定調査に従事している職員(認定調査の 指導等に携わる職員を含む)(非常勤、嘱託を含む)。

- ②指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者(※2)
- ③指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設(※1)若しくは地域包括支援センターに所属する介護支援専門員
- ④上記以外で、介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者(※2)で、今後①~③に該当する見込みがある者
- ⑤現在、奈良県介護支援専門員実務研修を受講中で、今後①~③に該当する見込みが ある者
- ※1 介護保険施設とは、指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院の4種類。
- ※2 以下のaまたはbのいずれかに該当する者のことを言う。
  - a.介護保険法施行規則第 113 条の 2 第 1 号又は第 2 号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が 5 年以上である者
  - b.認定調査に従事した経験が1年以上である者

# 3. 研修の内容

- ■以下について、e ラーニング形式で研修を行う。
  - ・要介護認定等に関する基本的な考え方
  - ・認定調査の実施方法
  - ・習熟度チェックテスト等

#### 4. 研修の流れと手続きについて

(1) 令和6年5月17日(金)17時までに下記の入力フォーム(e 古都なら)から申込。 申込 URL https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/ (※なお、申込の際、利用者登録をする必要はありません)

(2)(1)を受け、奈良県介護保険課において受講者の情報を e-ラーニングシステムに登録 後、各受講者へ、e-ラーニングシステムのログイン ID、パスワードをメールにて通知 (令和6年5月22日(水)から通知予定)。

(※令和6年5月24日(金)までにメールがない場合は、奈良県介護保険課(TEL: 0742-27-8524)まで連絡をお願いします。)

(3) 受講者は、要介護認定適正化事業事務局がホームページで公開している下記①~③の 動画教材を全て視聴する(http://www.nintei.net/document1.html)。

(「HOME | →「研修会用資料 | より視聴することができます)

(※(3)の動画教材の視聴には、(2)で通知された e-ラーニングシステムのログイン ID、パスワードは必要ありません。)

- ① 「認定調査の基本的な考え方」(認定調査員能力向上研修会/東京会場(平成26 年7月16日)) 講義動画(1時間24分50秒)
- ② 「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画(20分10秒)
- ③ 「一時判定ソフトの役割と仕組み」解説動画(12分03秒)
- (4) (3)の動画教材を全て視聴した後、(2)で通知された ID・パスワードにより、e-ラーニングシステム (<a href="https://www.learningware.jp/e-nintei/ps/Default.aspx">https://www.learningware.jp/e-nintei/ps/Default.aspx</a>) にログインし、下記の①から④を順番に受講する。

(受講期限日までに全ての項目を完了すること)

- ① 初回アンケート
- ② 全国テスト
- ③ 学習素材(動画)

教材:「能力で評価する調査項目」

教材:「介助の方法で評価する調査項目」

教材:「有無で評価する調査項目」

- ④ 問題集(初学者問題集)
- (5) 奈良県介護保険課は、e-ラーニングシステム上で各受講者の課題実施状況を確認し、 修了者のログイン ID を令和6年6月24日(月)~令和6年7月19日(金)の間、 県ホームページに掲出する。
- 5. 受講期限日 (※この日までに 4. (3)及び(4)を完了すること) 令和 6 年 6 月 1 4 日(金)

# 6. その他

- ・今年度(令和6年度)の奈良県認定調査員新任研修は今回のみの開催です。
- ・研修を受講するには、インターネットに接続されたパソコンが必要となります。
- ・研修修了証の発行はいたしません。(修了者名簿を奈良県内の各市町村宛送付します。)
- ・受講の際は「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版 (令和 3 年 4 月)」をテキストとして使用してください(PDF ファイルは県介護保険課 HP にも掲載しております)。
- ・研修について不明な点があれば、「認定調査員研修 (e-ラーニング) よくある問い合わせ」をご確認いただくか、奈良県介護保険課 (TEL:0742-27-8524) までご連絡下さい。